

令和7年度までの学童クラブの運営等に関するいただいた主なご意見、ご質問

※ご意見並びにご質問いただいた当時の内容を列挙しているため、現在と異なる点がございませう。予めご了承ください。

【ガイドラインについて】

1. 日野市学童クラブの特徴については、ガイドラインに盛り込んでほしい。
→ 掲載済
2. 学童クラブの委託は初めてなので、ガイドライン「7.事業者の公募」の公募期間は、より多くの事業者の目に触れる期間がほしい。
→ 民間活力導入の初年度は2ヶ月期間をとったが、事業者には公募を見つけるツールがあることが分かり、公募期間は長くしなくても問題ないことが分かった。
3. ガイドライン「7.事業者の公募」の保護者への公開の方法は？HPだけでは、見ない人もいる。
→ ・日野市のホームページ
・学童クラブおたよりに二次元コード掲載などその都度、お知らせしていく。
4. 保護者会や連協等の保護者の連携についてガイドラインに入れたい。市として事業者とのかかわりは当然あると思うが、保護者と事業者の関わり、情報交換もあったほうが良い。
→ ガイドライン「11.円滑な引継、②育成の継承、保護者との連携」の中に、父母会との連携を加えた。
5. 守ってほしいところは「基本的に」「原則」という強い表現にしてほしい。あちこちで「なるべく」「可能な範囲で」といった曖昧な表現が見られる。あまり強く限定してしまうと事業者の良さが失われてしまうのではということもわかるが、あまりに曖昧であると民間事業者も「やらなくていい」という認識になってしまう。事業者の判断で切られてしまうことが心配。縛りつけないものであるなら、明記したほうが今までの質が保たれる。「ここがあるから今の学童クラブの質が保たれている」というポイントがわかっているのであれば、そこは尚更きちんとした表現にしてほしい。
→ 表現については、あまりにも縛りが強いという形にならないように、もっといいものがあればそちらを使っていく。再度、表現については見直します。また、このガイドラインは、民間活力導入への基準や方向性を示したもので、日野市がやるべき内容が主として明記されている。民間事業者が実施すべき事業内容は「業務要求水準書」により、しっかりと示していく。

【業務要求水準書について】

6. 仕様書に育成内容（必要な業務）を明記しないと、金額に関わってくる。やらない可能性もある。学童クラブの質が何をもって担保されているか、書面に起こすところから始めていき、そこを最低基準にしてほしい。
→ 専門的な視点から、事業者に求めるべき育成基準として「業務要求水準書」を作成した。業務委託仕様書にこの水準書を添付することで、より具体的な育成内容を分かりやすく伝え、学童クラブの質を維持していきたい。
7. 水準書はどうやって、事業者に履行させるのか。
→ 仕様書に添付している。また、水準書とガイドラインは、日野市で定期的に事業者の評価を行うことで遵守されているか確認している。

【導入に向けての考え方について（全般）】

8. 連協の活動に関わる中で、民営について他市の実態を聞いたことはある。本当に良くなるとは限らないとい

う危機感もある。民営化にあたり行政に任せきりにせず、検討会の様な場を活用していきたい。民営になっても市内全体の子どもたちが安心して過ごせるように、公営も民営も双方しっかりやっていくようにしたい。市が民営化で経費節約になるということで飛びつき、失敗した例もある。「やっぱり民営はよくない」と思われぬようにしたい。

→ 行政サイドだけの考えではなく、保護者目線、職員の意見を受けながら民間活力を導入していきます。民間活力を導入した結果、日野市全体の学童クラブのサービスが向上するよう話し合っていきたい。

9. 民間は線引きがシビア。責任の範囲も明確にしないと後々、問題になる可能性もある。

→ しっかりと仕様書等で、日野市が求める内容と責任の範囲を明確にしていく。

10. 委託することで、変わる内容は何か？

→ 入退所のお手続き、入所説明会、おたよりの発行、おやつ提供、通年・三季コースの選択、適正利用の適用、障害児への支援、日野市が主催する相談事業や個人面談などは、これまでと変更は無い。

一方で育成時間が拡大され、公営から民間事業者による支援員に交代する。支援員が交代することで子どもへの影響を最小限にするため、段階的に民間事業者の支援員を配置し、子どもたちが新しい支援員に早く慣れることができるよう、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継を行っていく。

【延長育成について】

11. 日野市学童保育連絡協議会で、土曜日の育成時間について話が あがった。利用は少なくとも、その利用者にとっては必要である。民間活力導入後には「土曜日も含めた午前 8 時から午後 7 時までの育成時間の拡大」となるのはよかった。

12. 平成 31 年度から民営化を始め、将来的なビジョンで、公営の施設でも 19 時まで育成を実施とあるが、これは閉所時刻が異なる学童クラブが混在する期間があるということなのか。

→ そういう期間が生じると思います。他市においても、公営と民営でばらつきが出ているところがあります。そういった期間はなるべく短くしたいと考えています。学童クラブは保護者にとっては子どもを預ける場所ですが、職員にとっては職場となりますので、保護者の声をお聴きしながら、職員と話し合う中で良い形で進めていきます。民営化がどのくらいのペースで進むかも含め公営の学童クラブで職員がどのくらい集めることができるかによって、いつから育成時間拡大ができるかが決まってきます。

13. 19 時までになったことで、どれくらいの利用増を見込んでいるか。

→ ・ 18 時 30 分以降の利用申込については学童クラブ登録者の 10%を見込んでいる。利用率はもう少し低くなると想定している。
・ H29 年 3 月時点での保育園年長クラスの 18 時 30 分以降の迎えがちょうど 10%程度だった。小 1 の登録も同程度と考えている。

14. 保育園のように朝 7 時や 7 時半頃からの、8 時より前の早い時間から受け入れを行っていく予定はないのか。

→ 朝早い時間からの育成希望については、連協からの要望や、保護者向けのアンケートの中でも、いくつかご意見をいただいている。ただ、26 市の学童クラブ運営の中でも、朝 8 時より前の育成を実施している市は、1 市しかないと聞いている状況において、まずは夜 7 時までの延長育成を優先して実施するべきかと動いているところである。実際に朝 8 時前からの育成を実施した場合、プラスの育成料が必要である点、職員への負担等の課題を考慮すると、現時点での実施は難しいかと考えている。入所の受付時に、窓口で朝の時間の利用について相談を受けることもあるが、その際は、ファミリーサポートセンターの利用等を紹介させていただいている。

15. 現在、公設の学童クラブを利用している児童は、利用時間によっては民営事業者の学童クラブに移る可能性もあるのか。
- 同じ学校の敷地内に複数の施設がある場合は、公営と民営を並行して運営している。公営学童クラブに在籍のお子さんで、午後6時30分～午後7時まで延長希望の方は、4月からは民営学童クラブの在籍となる。

【人材確保について】

16. 民間活力導入によって人材確保というのはイコールではないのでは？
- 民間でも職員確保は大変だと思われる。ただ民間活力導入によって職員確保のいろんな間口ができると考えている。

【引継ぎについて】

17. 2月、3月に引継ぎを受けた事業者の常勤支援員、非常勤支援員が全員そのまま4月開始以降も配置されているのか。民間事業では配置される職員が直前で辞めるなど、変わってしまうことがよくあるようだ。実際の体制に準備段階で関わった職員が入ることが、水準書で保証されていると考えてよいのか。
- 同一の職員が入っている。仕様書にも4月に配置される職員は、必ず1月～3月の引継ぎ期間に入ること記載している。また、同一の職員を1年間配置することなどを記載し、職員が途中で代わらないように事業者課している。
18. 1月から3月の引継ぎ期間の間は、現在いる学童クラブの先生に加えて、新規の事業者の方を含め、大人数で見守る（育成する）状況となるのか？
- 現在の学童職員は3月31日まで運営に携わります。そして、1月から3月の引継ぎ期間中、段階的に翌年度から施設長となる方や常勤職員が現場に加わります。
- 1月の期間は、施設長となる方が、まず施設に入る形になっています。2月ごろから、常勤の職員が入るため、日によって人数が多くなることもありますが、配置を考えながら、いろいろな生活の場面で引継ぎを行っていきます。

【委託期間について】

19. 委託契約の期間は、3年くらいで見直すのか。
- 委託契約は1年が基本であるが、継続性という観点から、1年ごとに事業者が変わるのは、事業者、子ども、保護者にとって不安が大きくなる。まずはしっかり引き継ぎ、ある程度のところで評価し、大丈夫だということになれば、契約期間としては1年だが、継続性を持たせられるような契約にしていきたい。
20. 委託契約期間が基本的に1年とあるが、次年度、新規の事業者になることもあるのか？また、これまでに事業者を変更した学童クラブはあるのか？
- すべての公設民営の学童クラブにて、毎年、子育て課と児童館の職員とで、学童クラブの滞りなく行えているか評価し、評価の内容によって、次年度の契約を再度行うか判断をしています。過去の事例では、事業者を変更した学童クラブはありません。

【公設公営と公設民営との連携について】

21. 委託を進めていくなかで、行事を行う時の児童館ブロックの区分けは変わるのか。公設公営と公設民営が、どのように連携をとっていくのか。ブロック内での子どもの交流を図るドッジボール大会など、地域で育てていくための方法は、
- 学童クラブ施設を児童館単位でブロックに分けている。毎月ブロック会議がある。委託事業者との交流を

その中で実施している。公民があるうちは公営が主導できるが、ある程度民間が増え、その事業者も異なるとき、どうしていくべきか。現場の声を聴いていかなければならない。「民間を育てる」と思っている。そのためには、公と民のつながりが必要である。民を育てるのは専門職が配置されている児童館を中心とした公の仕事と考えている。

22. 日野市の学童クラブ全体としてある「おやつの基準等」を事業者に遵守させ、足並みをそろえていくことは必要である。委託が進み、様々な事業者が参入している状況において、基準に係る様な会議等は子育て課が主導して、すべての事業者を集めて行うのか。全体を見渡し、大体この線で行こうという統一の仕様を作っていく会議等は、いずれ組織しなければならない。
- 事業者ごとの特性、良いところはつぶさないほうが良い。ただし、日野市の学童クラブが築いてきたものを守ることも必要である。すべて公設民営の自治体が、どのように市としての統一感をもたせているのかは学んでいくことが必要と考える。

【事業者の選定について】

23. 公募の水準をどの事業者も満たさない場合はどうなるのか。
- ガイドライン「8.事業者の選定方法」に掲載されているとおり、事業者の決定にあたっては、単に応募者の中で相対的な優位者を決定するのではなく、日野市の求める運営水準を継続して満たす事業者としている。したがって、水準をどの事業者も満たさない場合は、スケジュールの変更などを行い、再度、公募を実施することとなる。
24. 選定委員会は公平公正という事であれば、在籍の保護者や今後入所予定の保護者も含め、委員会を傍聴できるようにしてほしい。議事録をおたよりやホームページに掲載していただく以外にやってほしい。
- 選定委員会では募集要領や仕様書、審査基準等を審議している。事業者選定のプロポーザルについては、保護者に傍聴していただけるように実施している。
25. 市内の委託事業者は全て同じ事業者なのか。また、事業者によって運営の違い等はあるか。
- ・現在、市内で3つの事業者が委託を実施しています。毎年、既に市内で委託を実施している事業者等からも申し込みがあるため、同じ事業者に選定される可能性はあります。
- ・現状、委託を実施している事業者はどの施設も、これまでの運営水準と同様のレベルを保つことを第一に運営を実施しているため、事業者ごとの運営の違いはそれ程見られません。
26. 民間事業者というのは、例えばどのような事業者か？人材派遣会社のようなところなのか？
- 現在、市内で運営している公設民営は、人材派遣会社ではなく、例として学童クラブ事業や児童館・保育園等の事業を行っている事業者に委託しています。

【学校との連携について】

27. 4月初めの春休みは、何かしらトラブルがあって先生たちも落ち着かなく、混乱しているという話を聞く。その中で新しい業者がスタートを切ることに対して不安がある。民営になっても、学校と連携を取ることは続くのか。
- 関係機関、特に学校と連携を取ることは公民問わず必要なこと。仕様書にも掲載し、しっかり連携が行えるようにする。

【父母会との連携について】

28. 父母会については「保護者が自発的に集まりを起こして、交流や意見交換を行う場を妨げないもの」であり、

保護者同士や学童クラブとちゃんと連携を取りたいということであって、それは父母会や日野市学童保育連絡協議会から言っていく必要がある。父母会は公設民営になっても大切であると説明し、民営化の対象の学童クラブは、後続の事業者伝えていく必要がある。「民間＝父母会が無くていい」にならないようにする。移行期間だからこそ、とても大切であるので、父母でも共有する。もしかしたら父母会の存在は、事業者にとっても安心材料かもしれない。

【民営化後の料金、入所手続き、利用コース等について】

29. 日野市学童保育連絡協議会の総会の際に、民営化になった時の育成料はどうかという質問が出た。その場では「検討中」との回答だったが、「育成料は変わらない」ということで良いか。
- 基本の育成料 6,000 円については、変わらない。民間活力を導入した学童クラブは 19 時に育成時間が拡大される。その部分の延長育成費は、月曜日から土曜日までの育成時間が朝 8 時から 19 時になった場合に、18 時 30 分以降の部分について、公営・民営問わず延長育成費をプラス 1,000 円いただくことで設定している。育成費自体は、公営も民営も変わらない。しかし、先んじて育成時間が土曜日も含めて 19 時までになるので、延長部分についてはどのような形式にするか検討をしていくという意味で総会では説明させていただいた。
30. 事業範囲の広い事業者は、職員の勤続年数が長くてもローテーションで職員の動きが大きそう。よく言えばすぐヘルプが来るが、悪く言えば定着しないのが心配である。三季利用コースや適正利用は、日野市のものがそのまま移行するのか。入所案内や申請方法も同じか。
- 日野市の学童クラブの事業運営を民間事業者を実施していただくということで、利用コースの選択、適正利用、入所案内や申請方法等は、公設公営と同じである。
31. 民間委託の実施によって、育成時間の拡大だけではなく、受入れ学年の拡大はできないのか。
- 学童クラブ入所児童が増加している現状において、受入れ学年の拡大は考えておりません。また、受入れ学年の拡大を実施する場合は、公営、民営両施設の運営に差が出ないよう、市内全施設での実施を想定しております。

【責任について】

32. 施設管理の責任の所在は
- 民間事業者に瑕疵がない限り、施設の責任は日野市になる。また、一定以上の費用が発生する修繕や改修は日野市が実施している。それ以外の日常的な清掃、管理業務及び簡易な修繕等は民間事業者が実施し、毎月、報告書として日野市に提出していただく。

【民間事業者が実施する付加事業について】

33. 事業者は基本の育成に加えて、体育の先生や宿題を見る有料での追加サービスがある。家庭によってはそういうものを頼むと思う。同じ学童クラブでも子どもによってサービスの違いが発生してしまう。水準書にのっているものを守ることに限っては、追加料金を取ることがあってはならない。そういった視点がどこかに掲載されているのか？
- 公共の施設においては、完全に営利を目的としたものを行うということは基本的には無い。そういう方向にはいかない。厚生労働省の放課後健全育成事業実施要綱では、「児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象にならない。」となっており、完全に営利を目的とする学童クラブについては、実施要綱に基づく事業ではなくなり、補助金の対象外にもなるため、基本的にはないものと考えている。

34. 事業者の良さという意味でオプション的なものを却下してしまうのはどうなのかと思う。事業者の良さを

つぶしてしまうのでは。どこまで可とするかの線引きはむずかしい。

→ 公募をかけた際に、オプションをアピールしてくることが想定される。その時にどこまでが許されるか。仕様書にどのように盛り込んでいくか。良いものを残しつつ、どのように縛りをかけていくか検討が必要となる。基本の学童クラブ費は子育て課で徴収するので、それ以外の費用は学童クラブで徴収しないことで考えている。まずは、プラスαの事業ではなく、通常の育成をしっかりと実施することが重要と考える。

35. 例年、日野市学童保育連絡協議会として「民営化をにらんだ時に、公設民営との格差が顕著にならない形で公設公営の運営をしてほしい。」という要望を出させてもらっている。委託する際には、公設民営でできるサービスを公設公営でも実現可能か検討してほしい。

→ 検討してまいります。

36. どうしても親目線で考えがちで、サービスの差をうらやましいと思い、要望しがち。そもそも受益者が子どもであることを踏まえて、学童クラブで過ごす時間が子どもたちにとって「快適で安全であること」が大事だし、大事にしてほしいと思う。

【導入する学童クラブの選定について】

37. どのように実施施設を選んでいるか。

→ 1つに延長登録児童数が多いところ。特に五小地域に関しては、若い世代が入ってきている。出現率（学校の児童数に対する、学童クラブの入所率）は50%を超え、クラスの半分が学童クラブに入所している状況。これから入所児童数はますます伸びていくと思うが、施設はまだ余裕がある。この先の様子によっては施設の設置も必要になってくると思うが、延長登録率も高いことからいち早く民間活力を導入すべきであるとして選定。これまでも、公営の職員の協力により、昨年7月からは、朝8時の開所、三季休業期間18時30分までの延長を実施している。ただ、土曜日に関しても同じようにしてほしいという声もいただき、進めていかなければと考えている。民営化することでしっかり育成時間の確保をしていきたい。

38. 延長利用登録の多い学童クラブと実際の利用者数が多い学童クラブはイコールですか。

→ 延長登録者が多い学童クラブは全体の利用率の高さと比例している。もともと、五小学童クラブは児童数も多いこともある。また、多摩平の再開発もあり伸びがある地域。ピークに合わせて施設の整備をしてきたため現在は比較的余裕がある。

【職員体制について】

39. 人数等の職員体制はしっかりしているのか？民間委託は延長育成時間が長いから、体制をしっかりしてほしい。

→ ・シフト表案は各事業者から出ており、内容はまちまちである。しかし委託するにあたっては都型学童クラブ事業補助金の厳しい基準を満たしてもらう必要がある。そこはプロポの場でも聞いてみたいと考えている。
・当初18時以降は職員を少なめに配置し、延長登録の状況を見て増やすのか？と見えるものもあった。もっとも手厚い案は8時から19時までのコア時間帯は正社員2名でカバーするものである。
・今回出ている書類も事業者側からの提案であるため、市との折衝の中で変更がある可能性もある。とはいえ必要な職員の配置を求める意向は伝わっていると考えている。

40. 民間活力導入前後で職員数に増減はあるのか。

→ 職員数について、増減なし。今後も導入前より減になることはなく、現時点では導入前と変わらない職員数になっている。

41. 民間事業者の職員は離職率が高かったり、配置換え等が頻繁にあって、すぐが変わってしまうイメージがあるが、そういうことは無いのか。
- 事業者選定の際に、離職率の高さ等にも注意して選定をしております。当然、ある程度の人材の入れ替えはありますが、民間事業者ならではの子どもに人気の高い若い人材を豊富に配置した人員体制がある等、メリット、デメリット共あるかと考えています。なお、職員配置については、ある程度こちらから事業者に対して要望を伝えることができるため、少なくとも3年程度は、主たる常勤職員等は異動をさせないよう、また、逆に課題のある職員が配置された際は、速やかに配置替えを行うよう指導しております。

【学童クラブの運営体制について】

42. 民間へ委託することで、学童クラブの運営管理を児童館が行っているという体制に変更はあるのか？また、学童クラブで怪我が発生した際は、管轄の児童館へ連絡を行う体制にも変更はないか？
- 公設公営・公設民営いずれもエリアマネージャーが関与する体制を維持し、組織としての運営体制に変更はありません。また、怪我の報告について、児童館及び主管課である子育て課にも随時報告を継続して行います。
43. 民営化することによって、安全性や見守り環境に差が生じてしまう不安感がある。些細な不安点であっても、相談する窓口はあるのか？
- 公設民営の学童クラブには、施設長を必ず設置するため、施設長へご相談いただくか、学童クラブの職員や施設長について、運営事業者にご相談いただくことも可能です。また、運営管理会社等についてお気づきの点等ございましたら、お電話又はメールにて子育て課・児童館へお伝えいただければと思います。